

Japan tax newsletter

EY税理士法人

令和4年度税制改正大綱 ～金融・不動産関連税制

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから入手
可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

Contents

▶ 金融・証券税制	2
▶ 法人課税	4
▶ 国際課税	6
▶ その他	8

2021年12月10日に自由民主党・公明党より令和4年度税制改正大綱が公表されました。

本ニュースレターでは、令和4年度税制改正大綱のうち、金融・不動産関連税制、金融機関及び保険会社に特有の主な改正点について紹介します。

なお、令和4年度税制改正大綱の全体的な概要については、2021年12月27日付EY Japan Taxニュースレター「[令和4年度税制改正大綱](#)」をご参照ください。

本ニュースレターの内容については、今後の国会における法案審議の過程において、変更される可能性がある点にご留意ください。

1. 金融・証券税制

(1) 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し

配当等の支払いの際、現行制度では、上場株式等の配当の場合は15.315%(他に地方税5%)、上場株式等以外の配当の場合は20.42%(地方税なし)の税率により所得税及び復興所得税が源泉徴収されています。全額益金不算入の完全子法人株式等に係る配当等についても源泉徴収が行われ、法人税申告における所得税額控除の結果、控除しきれない金額がある場合は還付金・還付加算金が生じていました。

今回の税制改正により、2023年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について、一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととされ、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされます。

- ① 完全子法人株式等(株式等保有割合100%)に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等(当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ)の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

なお、上記の「一定の内国法人」とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除く)、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人をいいます。

(2) NISAに関する措置

令和2年度税制改正において、より多くの国民に積立・分散投資を利用してもらうため、2024年以降、現行の一般NISAに代わって、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置(新NISA)が創設され、現行のつみたてNISAと選択して適用できることとなりました。新NISAでは、積み立て投資用の非課税枠である特定累積投資勘定(1階)と現行の一般NISAと同様の投資用の非課税枠である特定非課税管理勘定(2階)が設けられ、原則として2階の非課税枠を利用するためには1階での積み立て投資を行う必要があります。

今回の税制改正により、1階に特定累積投資上場株式等を受け入れている場合の2階への上場株式等の受入れに係る要件¹について、1階への特定累積投資上場株式等の受入れが、当該上場株式等を受け入れようとする日以前6カ月以内で、かつ、同日が属する年の前年である場合には、当該要件を満たすこととされます。

また、上記の制度について、居住者等がその非課税口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするための対応が運用上行われます。つまり、NISA口座の開設手続き時に税務署での審査完了を待つことなく、投資者自身がNISA口座の有無等を即時に確認することができるよう所要の整備が図られます。

(3) e-Taxにより提出する書類のファイル形式に関する措置

2024年1月1日以後に電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により税務署長等に対して提出する次に掲げる書類のファイル形式がXML形式又はCSV形式とされます。

- ① (特別)非課税貯蓄申告書
- ② (特別)非課税貯蓄限度額変更申告書
- ③ (特別)非課税貯蓄に関する異動申告書
- ④ 金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書
- ⑤ (特別)非課税貯蓄廃止申告書
- ⑥ (特別)非課税貯蓄みなし廃止通知書
- ⑦ (特別)非課税貯蓄者死亡通知書
- ⑧ 金融機関等の営業所等の届出書
- ⑨ 金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書
- ⑩ 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書

¹ 租税特別措置法第37条の14第5項第6号、租税特別措置法施行令第25条の13第25項第4号イ(1)。
現行は、投資経験がある者が2階で上場株式等のみに投資を行う投資経験がある者を除き、2階に上場株式等を受け入れようとする日以前6カ月以内にその者のその年分の1階において特定累積投資上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたものは2階へ受け入れ可能な上場株式等から除外される規定となっている。

(4) 上場株式に係る配当所得等の課税の特例における大口株主等の要件の見直し

現行制度上、居住者又は恒久的施設を有する非居住者（居住者等）が受ける上場株式等の配当等は、15.315%の税率により所得税及び復興特別所得税が源泉徴収され、総合課税によらず、申告分離課税を選択することができるという特例が設けられていますが、配当等の基準日において持株割合3%以上の株式等を有する居住者等（いわゆる大口株主等）が保有する上場株式等の配当等については当該特例の対象外となり、その配当所得については20.42%の税率により所得税及び復興特別所得税が源泉徴収され、総合課税の対象となっています。

そのため、居住者自身が所有・管理する会社を通じて株式保有する場合でも、その居住者のみの持株割合が3%を下回れば当該特例の適用により申告分離課税が選択可能となっていました。

この点を踏まえ、今回の税制改正において2023年10月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等について次の措置が講じられることとなります。

- ① 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等（対象者）及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（株式等保有割合）が3%以上となる場合におけるその対象者が支払を受けるものが総合課税の対象とされます。
- ② 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が1%以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされます。
- ③ その他所要の措置が講じられます。

資産管理会社を所有する居住者については、株主グループの保有割合を基礎として総合課税の対象かどうか判定されることとなるため、注意が必要と考えられます。

また、上場株式等の配当等の支払をする内国法人においても1%以上を保有する個人株主に関する報告書の提出義務が新たに課されることから、本改正の適用開始まで若干の準備期間はあるものの、当該報告書の作成プロセスの構築・整備が必要になると考えられます。

2. 法人課税

(1) 保険会社等の異常危険準備金制度に対する見直し

保険会社等の異常危険準備金は、近年の大型台風や洪水などの自然災害の激甚化・頻発化の影響により、大幅な取り崩しを余儀なくされ、準備金残高が枯渇している状況にあります。そこで、その準備金残高を十分に確保するため、火災保険等に係る異常危険準備金制度について次のような見直しが行われます。

① 火災保険等に係る特例積立率

損害保険会社等の異常危険準備金の積立率は、現行制度上経過措置により保険料の6%(本則積立率は2%)とされています²、今回の税制改正により、火災保険等の種類を下記の3区分に分け、区分ごとに積立率を設けます。火災保険及び風水害保険の特例積立率を10%に引き上げ、賠償責任保険を対象から除外した上、その適用期限が3年延長されます。

現行制度(2022年3月末まで)		見直し後(2025年3月末まで)	
区分	積立率	区分	積立率
火災保険、風水害保険、動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険、賠償責任保険	6% (経過措置)	イ 火災保険及び風水害保険	10% (経過措置)
		ロ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険	6% (経過措置)
		ハ 賠償責任保険	2% (経過措置による特例なし)

② 火災共済に係る特例積立率について

現行制度上、火災等共済組合の異常危険準備金の積立率は2022年3月末までの経過措置により保険料の4%(本則積立率は2%)とされています³、その適用期限が3年延長されます。

今回の改正により、異常危険準備金に適用される積立率が火災保険等の区分により異なることとなるため、税務申告及び税額計算上適用される準備金積立率ごとに火災保険等を区分し管理していく必要がある点に留意する必要があると考えられます

² 租税特別措置法施行令第33条の2第5項第2号(本則積立率)及び第20項(特例積立率)。

³ 租税特別措置法施行令第33条の2第5項(本則積立率)及び第19項(特例積立率)。

(2)みなし配当の額の計算方法等の見直し

最高裁判所令和3年3月11日判決において、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当（混合配当）が行われた場合における「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算方法の規定について判示されたことを受けて、法人税及び所得税における資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等⁴について次の見直しが行われます。

- ① 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額が限度とされます。

(注) 出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様となります。

- ② 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとされます。

上記の取扱いはすでに2021年10月25日に国税庁ホームページにおいて公表されており、法令上遡及可能な期間の範囲内で過去に遡って適用される旨が記されています。

また、資本の払戻しを行う法人の利益積立金額がマイナスの場合には、計算される払戻等対応資本金額等が資本の払戻しにより減少した（実際の）資本剰余金の額を超える可能性があるため注意が必要と考えられます。

さらに、種類株式発行法人が行う資本の払戻しに係るみなし配当の額の具体的な計算方法については今後制定される法令の内容を確認する必要があると考えられます。

(3)補助金等により取得した固定資産の圧縮記帳限度額の明確化

固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱いについて、現行は国税庁文書回答事例で取扱いが示されているところを、法令上明確化します。

- ① 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ② 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ③ 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ④ 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- ⑤ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

(4)貸付けの用に供する少額資産の取得価額の損金算入制度の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度及び一括償却資産の損金算入制度について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産が除外されます。

また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例についても、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産が除外された上、その適用期限が2年延長されます（2024年3月31日まで）。

リース業者が賃貸する少額資産や不動産賃貸業者が貸室と合わせて賃貸する少額資産につき、この見直しの影響を受けることはないと考えられますが、「主要な事業として行われるもの」の定義については今後制定される法令等の内容を確認する必要があります。

(5)銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例

銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例⁵について、欠損金の控除限度額の特例措置の適用期限が4年延長された上、欠損金の繰越期間の特例措置及び欠損金の控除限度額の特例措置が租税特別措置法に規定されます。

⁴ 法人税法施行令第23条第1項第4号及び所得税法施行令第61条第2項第4号。

⁵ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第58条。

3. 国際課税

(1) 過大支払利子税制の見直し

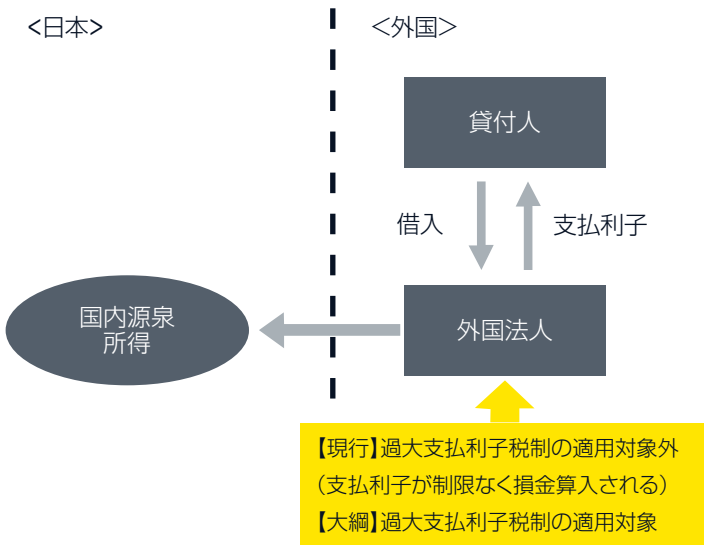
現行税制上、外国法人に係る過大支払利子税制の適用については、外国法人の恒久的施設(PE)を通じて行う事業に係る対象支払利子等の額に限るものとされています。

今回の税制改正により、外国法人の法人税の課税対象とされる次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額についても過大支払利子税制が適用されることとなります。

- ① PEを有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得
- ② PEを有しない外国法人に係る国内源泉所得

なお、法人住民税及び法人事業税についても、過大支払利子税制の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置が講じられることとなります。

(イメージ図 - PEなし外国法人の場合)



外国法人が(PEに帰属しない)国内不動産等の貸付対価や事業譲渡類似株式に係る譲渡所得を有する場合には注意が必要と考えられます。

また、現行税制上外国法人のPE帰属所得について過大支払利子税制が適用されているため、外国法人のPE帰属所得以外の国内源泉所得に係る過大支払利子税制の適用に関する規定の詳細については今後制定される法令等の内容を確認する必要があります。

(2) 保険会社及び保険持株会社に認められている外国子会社合算税制特例の見直し

外国関係会社の2022年4月1日以後に開始する事業年度について、特定外国関係会社等の判定における保険委託者特例に関する「一の保険会社等」及び「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社である旨の要件⁶について、次の見直しが行われます。

- ① 上記の「一の保険会社等」について、その範囲に保険会社等に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている内国法人(保険会社等を除く。以下、「判定対象内国法人」)で、次に掲げる要件のすべてを満たすものが加わります。
 - (a) 判定対象内国法人が、専ら100%内国法人グループ(判定対象内国法人及びその判定対象内国法人との間に特定資本関係のある内国法人をいう)によってその発行済株式等の50%超を直接又は間接に保有されている保険業又はこれに関連する事業を主たる事業とする外国関係会社(その判定対象内国法人によってその発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有されているものに限る)の経営管理及びその附帯業務を行っていること。
 - (b) 上記(a)の100%内国法人グループに係る他の内国法人(上記(a)の外国関係会社の発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有するものに限るものとし、保険会社等を除く。②において同じ)が、専らその外国関係会社の経営管理及びその附帯業務を行っていること。
- ② 上記の「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」について、その範囲に上記①(a)の100%内国法人グループに係る他の内国法人で、専ら上記①(a)の外国関係会社の経営管理及びその附帯業務を行っているものが加わります。

(注1)「保険会社等」とは、内国法人で保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に該当するものをいい、「特定資本関係」とは、二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係等をいいます。

(注2)特定外国関係会社等の判定におけるロイズ特例(英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社が一体となって保険業を営む場合)について、上記と同様の見直しを行います。

⁶ 租税特別措置法施行令第39条の14の3第1項第1号。ペーパーカンパニーの判定における実体基準に関する保険委託者特例。

また、法人住民税及び法人事業税についても、外国子会社合算税制の見直しに関する国税の取扱いに準じて所要の措置が講じられます。

今回の税制改正により、保険業や保険持株会社に該当しない国内の中間持株会社を通じて保有する一定の外国関係会社についてもペーパーカンパニーの実体基準を満たす取扱いが可能となります。

(3) デリバティブ取引の決済により生ずる所得に係る取扱いの明確化

金融商品取引法に規定する市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税法及び法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に含まれないことが法令上明確化されます。

なお、外国税額控除における国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」についても同様とされます。

本改正は取扱いの明確化という位置づけとなるため、デリバティブ以外の取引から生じる所得を含め、過年度の取扱いに係る影響について、今後制定される法令等の内容を踏まえ確認する必要があります。

(4) 日本版スクークに係る非課税措置の適用期限延長

平成23年度税制改正において、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の措置として、非居住者又は外国法人が振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものにつき支払を受ける剰余金の配当等の非課税措置が設けられました⁷。

2022年3月31日をもって適用期限が到来するため、今回の税制改正でこの非課税措置の適用期限が2年延長されます。

⁷ 租税特別措置法第5条の3。

4. その他

(1) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置

固定資産税は3年毎に行われる土地の評価替えにより翌年以降3年間の課税標準額が決定されますが、地価の急激な上昇による税負担の急増を緩和するため、令和5年度まで商業地等に以下の負担調整措置が設けられています。

負担水準(*1)	地価の傾向	当年度の負担調整後の課税標準額
70%超	下落又は若干上昇	固定資産税評価額x70%
60%以上 70%以下(*2)	さらに上昇	前年度据え置き
60%未満	大幅に上昇	前年度課税標準額(負担調整後)+ 固定資産税評価額x5% (固定資産税評価額の20%を 下限、60%を上限)

(*1) 前年度課税標準額(負担調整後)÷当年度課税標準額(負担調整前)で算出された割合

(*2) 東京都の場合には65%以下

令和4年度限りの措置として、景気回復に万全を期すため、商業地等(負担水準が60%未満の土地に限る)のみ、令和4年度の課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(現行:5%)を加算した額(ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする)とします。なお、住宅用地、農地等は現行どおりです。

(2) 不動産売買契約書の印紙税の軽減措置の適用期限延長

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が2年延長されます(2024年3月31日まで)。

(3) 信託に関する受益者別調書

現行制度では、信託に関する受益者別(委託者別)調書について、「信託財産の価額」の欄に記載すべき相続税評価額の算定が困難な場合には、例外的に空欄で提出することが認められていましたが、「信託財産の価額」が空欄のものが多く、課税当局において調査等に有効活用することができない状況となっていました。

今回の改正により、2023年1月1日以後に提出すべき事由が生ずる調書については、「信託財産の価額」の欄に記載すべき相続税評価額の算定が困難な場合には、見積価額を記載しなければならないこととされます。

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的貸付機関等又は金融機関が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書で2022年3月31日までに作成されるものについては印紙税が非課税となっていますが、この非課税措置⁸の適用期限が1年延長されます。

(5) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式に係る措置

現行制度では、個人住民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得に対する課税方式には①申告総合課税、②申告分離課税、③源泉分離課税(申告不要)の3つがあり、平成29年度税制改正により所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することが可能となっていました。

今回の税制改正により、この特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとされます。これに伴い、次の措置が講じられます。

- ① 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備が行われます。
- ② その他所要の措置が講じられます。

この改正は、2024年度分以後の個人住民税について適用され、所要の経過措置も併せて講じられます。

(6) デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化(検討事項)

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討されることとなります。

⁸ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

蝦名 和博	マネージング パートナー	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
古川 英章	パートナー	hideaki.furukawa@jp.ey.com
中山 恭成	パートナー	yasunari.nakayama2@jp.ey.com
鈴木 哲也	アソシエートパートナー	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
大友 みどり	アソシエートパートナー	midori.otomo@jp.ey.com
戸出 亜希子	アソシエートパートナー	akiko.toide@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20220113

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)